

議案第 8 2 号

飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正

飛驒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第1条 飛驒市消防団員等公務災害補償条例（平成16年飛驒市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書き中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「333円」を「383円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長、筆頭副 団長及び副 団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び 副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及 び団員	9,700	10,500	11,300

備考

- 1 事故発生に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級とする。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

第2条 飛驒市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に改め、「383円」の次に「を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飛驒市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過処置)

- 3 第1条の規定による改正後の飛驒市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に、第2条の規定による改正後の飛驒市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、令和7年7月1日以後に支給すべき事由の生じた飛驒市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(内払い)

- 4 改正前の飛驒市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき、令和7年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に支給された改正前の飛驒市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく傷病補償年金等は、改正後の飛驒市消防団員等公務災害補償条例による傷病補償年金等の内払とみなす。

(第1条) 飛騨市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事してことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等について</p>	<p>第1条～第4条 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事してことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる非常勤消防団員等について</p>

は、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

第6条～第29条 略

附 則 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長、筆頭副 団長及び副団 長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 <u>14,200</u>
分団長及び副 分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長、班長及 び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

は、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

第6条～第29条 略

附 則 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長、筆頭副 団長及び副団 長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>
分団長及び副 分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長及 び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

(第2条) 飛騨市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円</p> <hr/> <p>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、<u>第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
担当部	消防本部
提案理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	非常勤消防団員、非常勤水防団員及び消防作業に従事した者等に対する損害補償の具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められており、令和6年12月に給与法の一部が改正され、俸給月額及び扶養手当支給額が改定されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>（第1条）</p> <p>最近における社会経済情勢（消費者物価の上昇に伴う生活費の増大により生活コストが上昇していることや、労働環境の変化による人材確保の観点）に鑑み、市民及び消防団員が消防作業等の従事中に不慮の事故にあった場合の損害補償基礎額を引き上げる他、22歳に達するする日以後の最初の3月31日までのある子に対する補償基礎額の加算額を引き上げる。</p> <p style="text-align: right;">（第5条及び別表関係）</p> <p>（第2条）</p> <p>給与法の一部改正による段階的な配偶者手当の見直しを受け、配偶者に対する加算額を引き下げる。</p> <p style="text-align: right;">（第5条関係）</p>
市民への影響等	<p>（第1条）対象となる者には有利となる改正</p> <p>（第2条）配偶者に対する加算額を「217円」から「100円」に引き下げる改正</p>
施行日	<p>（第1条）公布の日（適用日：令和7年4月1日）</p> <p>（第2条）令和7年7月1日</p>
備考	